

## 津市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

令和4年3月30日告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員に対する不当要求行為を排除し、透明性の高い公正公平な市政を確保するため、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「通話録音装置」とは、電話機での通話中に通話の音声を録音する専用の装置をいう。

2 この要綱において「通話録音データ」とは、通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録される媒体をいう。以下同じ。）に録音された音声のデータをいう。

(通話録音装置の設置)

第3条 市長は、庁舎内における電話機について、各課等の現状、意向その他の事項を把握し、必要と認めるときは、通話録音装置を設置する。

(管理責任者等の設置)

第4条 通話録音装置の適切な運用を図るため、通話録音装置が設置されている各課等に通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、管理責任者には各課等における所属長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音装置の運用に当たり、必要に応じて通話録音装置取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

3 管理責任者及び取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該通話録音データの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職務上、通話録音装置により情報を知り得る職員（次項及び第3項各号列記以外の部分において「職員」という。）は、この要綱の規定を遵守し、通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

2 職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 職員は、通話録音装置を使用して通話の音声を録音するときは、通話の相手方に対し録音することを告知するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 通話の相手方から市民又は職員の生命、身体又は財産を害する旨の発言が現に行われているとき。

(2) 前号のほか、告知しないことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

(通話録音装置の設置の公表)

第6条 市長は、通話録音装置を設置したときは、その旨を本市のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(個人情報保護)

第7条 管理責任者及び取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）を遵守し、適切な措置を講じなければならない。

(通話録音データ等の保存及び廃棄)

第8条 通話録音データの保存期間は、録音された日から3箇月間とする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

2 通話録音データは、記録したときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。

3 第1項に規定する保存期間を経過した通話録音データは、速やかに廃棄しなければならない。

4 通話録音データの複製は、行ってはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置の目的を達成するため、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

5 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話録音データを複製した場合は、施錠できる収納庫等に複製した通話録音データを保管するなど、適切に管理しなければならない。

6 管理責任者は、複製した通話録音データについて、その目的が達成されるなど、保有する必要がなくなった場合は、速やかに廃棄しなければならない。この場合において、管理責任者は、破砕を行うなど、通話内容が復元不可能な方法で廃棄するものとする。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月17日告示第23号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。